

事業年報概要

1. 総括

平成26年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

平成26年度における制度改正としては、平成26年4月1日後に70歳に到達する一般の者に係る自己負担割合が2割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える者については軽減特例措置が継続)となったほか、平成27年1月1日以降、70歳未満の者に係る自己負担限度額において、所得区分を3区分から5区分に細分化した算定方法に変更となった。

(1) 加入者数

平成26年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第1表である。加入者数は、全国健康保険協会(以下、「協会けんぽ」と略す。)が3,639万2千人、総人口の28.7%、組管掌健康保険(以下、「組合健保」と略す。)が2,912万9千人、同22.9%、国民健康保険(以下、「国保」と略す。)が3,593万7千人、同28.3%であり、この3制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会(法第3条第2項被保険者)(以下、「法第3条第2項」と略す。)は1万9千人、船員保険は12万5千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第2表である。協会けんぽは、平成19年度までは増加し、平成20年度は75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者に係る75歳未満の被扶養者が国保の被保険者になったことなどから減少したが、平成21年度以降は再び増加している。法第3条第2項は、平成19年度以降はほぼ横ばいとなっている。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第3表である。協会けんぽは、平成19年度までは増加し、平成20年度は減少したが、平成21年度以降は再び増加している。組合健保は、平成20年度までは増加していたが、平成21年度から平成24年度までは減少し、平成25年度以降は再び増加している。法第3条第2項は、平成19年度以降においてほぼ横ばいになっている。共済組合は、平成17年度から平成20年度までは減少していたが、平成21年度と平成22年度は増加し、平成23年度以降は再び減少している。過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは1.0%の増加、組合健保は0.6%の増加となっており、法第3条第2項は3.2%の減少となっている。

第1表 医療保障適用人口(平成26年度末)

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,939	100.0
協会けんぽ	20,902	15,491	36,392	28.7
法第3条第2項	12	6	19	0.0
組合健保	15,644	13,485	29,129	22.9
船員保険	58	67	125	0.1
共済組合	4,494	4,422	8,916	7.0
国保	35,937	・	35,937	28.3
後期高齢者医療 生活保護法適用者	15,767	・	15,767	12.4
	・	・	2,174	1.7

注1. 総人口は人口推計月報(総務省統計局)平成27年4月1日現在(確定値)による。

2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査(平成27年3月分)」(厚生労働省社会・援護局保護課)による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、平成25年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,026	39,492	・
21	34,828	17	29,951	140	9,121	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,192	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,104	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,003	37,675	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,916	36,927	15,436
26	36,392	19	29,129	125	—	35,937	15,767

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成26年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,396	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,468	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,526	39,752
23	19,631	12	15,553	59	4,515	39,769
24	19,871	13	15,537	58	4,504	39,983
25	20,303	12	15,598	58	4,494	40,465
26	20,902	12	15,644	58	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 平成26年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成26年度末の協会けんぽは28万0千円、組合健保は37万0千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽ、組合健保ともに1.0%増加している。また、法第3条第2項は1万4千円（平均標準賃金日額）となっている。

第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をグラフでみた

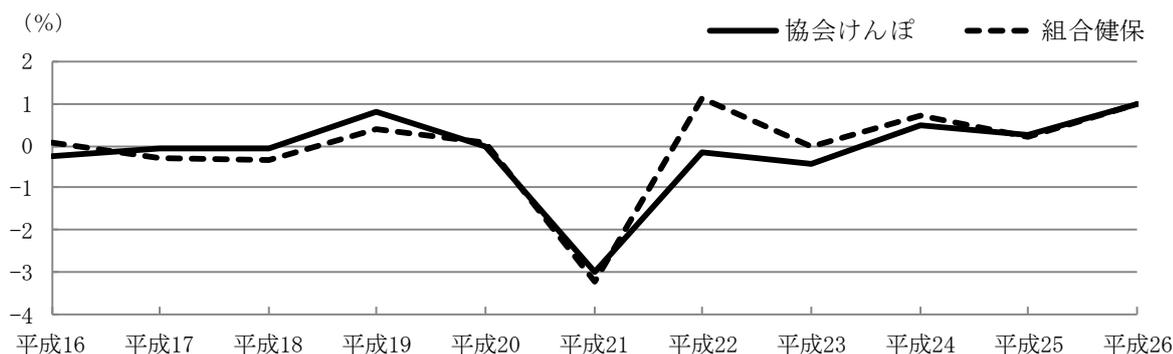
ものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成16年度は組合健保の方が高めに推移し、平成17年度から平成19年度までは協会けんぽの方が若干高く推移し、平成20年度と平成21年度は同程度であったが、平成22年度から平成24年度は組合健保の方が高めに推移し、平成25年度以降は同程度の伸びとなっている。

第4表 制度別標準報酬月額 averages (as of fiscal year end) and year-on-year growth rates

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
16	283,624	12,348	371,872	380,463	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	387,114	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,773	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	—	—	830
	%	%	%	%	%	%	%
17	△ 0.1	1.9	△ 0.3	△ 0.7	0.2	2.2	・
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	・
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	—	—	3.9
10年平均	△ 0.1	1.1	△ 0.0	0.4	—	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 3. 平成26年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額の平均の前年伸び率の推移 (年度末現在)



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽは、加入者1人当たり医療費の増加等により増加している。法第3条第2項は、平成22年度と平成26年度には、加入者数等の増加に伴い増加しているが、それ以外では減少している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成26年度の協会けんぽは16万7千円、組合健保は14万9千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは1.9%、組合健保は2.0%増加している。また、法第3条第2項は11万4千円となっており、前年度と比較する

と0.3%減少している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成21年度までほぼ同程度であったが、平成22年度と平成23年度は組合健保の方が高めに推

移し、平成24年度以降は同程度の伸び率となっている。

過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは1.9%の増加、組合健保は2.0%の増加となっている。また、法第3条第2項は2.4%の減少となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,731	301,136
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,917	244	13,451	115,850	133,486	360,583
24	56,476	20	42,320	242	13,375	116,546	137,226	366,205
25	58,078	20	42,666	239	13,331	117,776	142,260	374,370
26	60,230	21	43,420	238	—	118,160	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、2月～翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 平成26年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	782,867
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	181,406	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	175,082	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	141,999	182,340	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	143,778	185,381	148,483	305,432	920,673
25	163,817	114,142	145,672	186,611	149,661	314,304	930,496
26	166,944	113,847	148,586	188,717	—	322,945	—
	%	%	%	%	%	%	%
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.1
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.3	1.7	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.3	1.3	0.7	0.8	2.9	1.1
26	1.9	△ 0.3	2.0	1.1	—	2.7	—
10年平均	1.9	△ 2.4	2.0	1.7	—	3.5	—

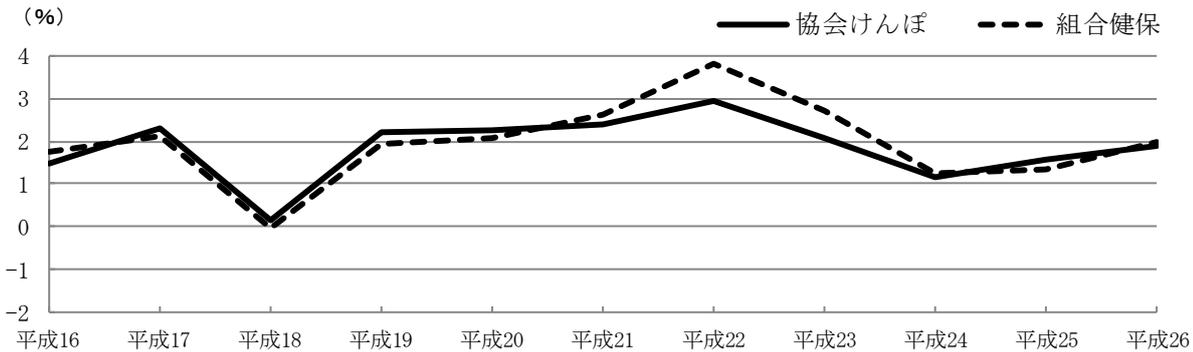
注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、2月～翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 平成26年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成26年度末の被保険者数(法第3条第2項を除く)は2,090万2千人(前年度末より59万9千人、2.9%増)、被扶養者数は1,549万1千人(同15万0千人、1.0%増)であり、扶養率は0.741(同0.01ポイント減)である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,277万3千人、女子は812万9千人であり、前年度末に比べると男子は2.9%増、女子は3.0%増となっている。被保険者のうち女子の占める割合は38.9%である。

平成26年度末の適用事業所数は175万事業所であり、前年度末より4.1%増加している。1事業所当たりの被保険者数は1.1%減少して11.94人となっている。

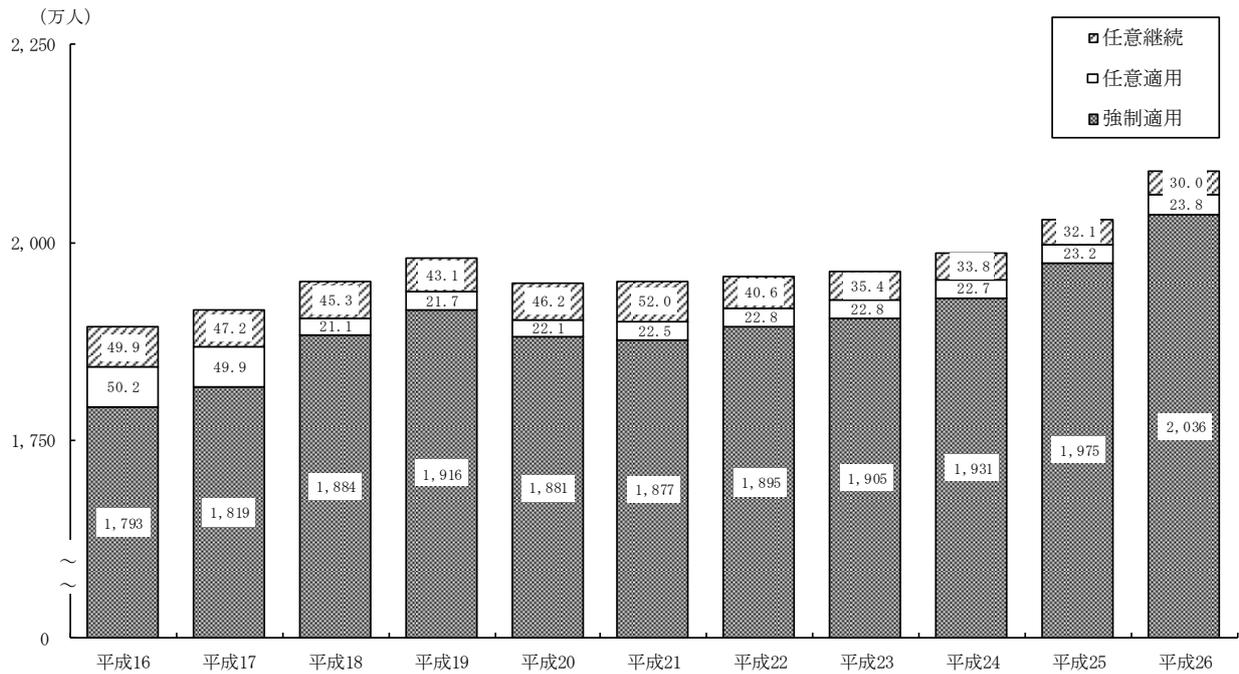
平成16年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成19年度まで継続して増加し、同年度には1,916万人となったが、平成20年度は後期高齢者医療制度創設の影響のため、前年度末と比べて34万6千人(1.8%)の減少となっており、平成21年度においても減少したが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成26年度は前年度末と比べて61万4千人(3.1%)の増加となっている。平成26年度末の任意適用被保険者数は23万8千人(対前年比2.6%増)、任意継続被保険者数は30万0千人(同6.6%減)となっており、平成22年4月1日からの国民健康保険料(税)の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられる。

平成26年10月1日現在の標準報酬月額別の分布を協会けんぽと組合健保で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均(平成26年10月1日現在)は、協会けんぽは280,444円であり、組合健保(特例退職被保険者を除く)の372,377円に比べて9万円程度低くなっている。

平成26年度の被保険者1人当たり標準賞与額の平均(標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額)は30万5千円、前年度と比べて1.7%の増加となっている。

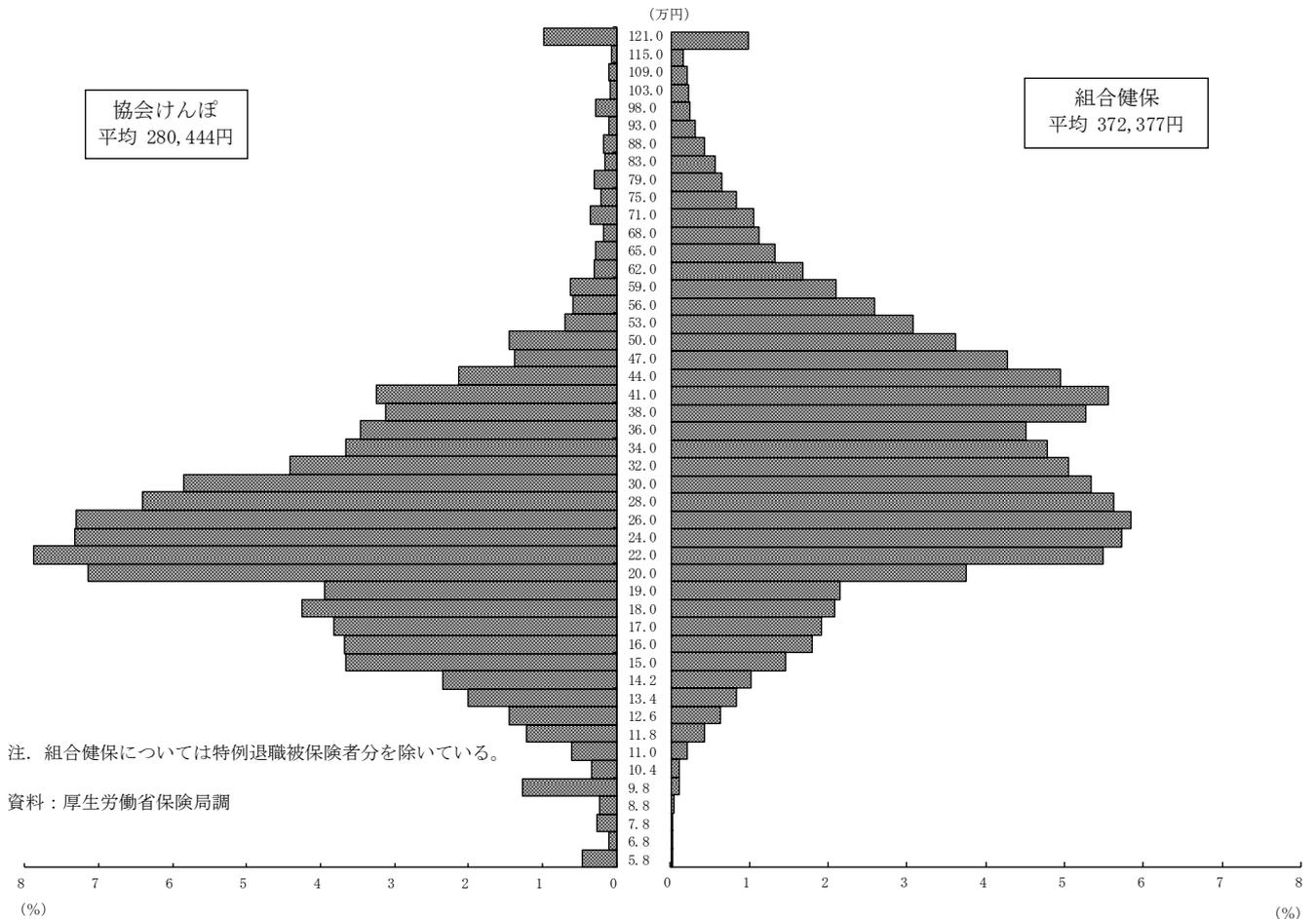
被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布(平成26年10月1日現在)をみたものが、第5図である。被保険者は、40～44歳が13.2%と最も多く、ついで35～39歳が12.3%、45～49歳が11.3%、30～34歳が11.0%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.9%、65～69歳が4.7%、70歳以上が1.7%となっている。また、15～19歳は0.8%である。被扶養者は、子供が62.1%、配偶者が33.1%、直系尊属が3.9%、その他が1.0%であり、特に20歳未満の子供が52.6%を占めている。平均年齢は、被保険者が44.3歳、被扶養者が26.4歳である。

第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末現在）

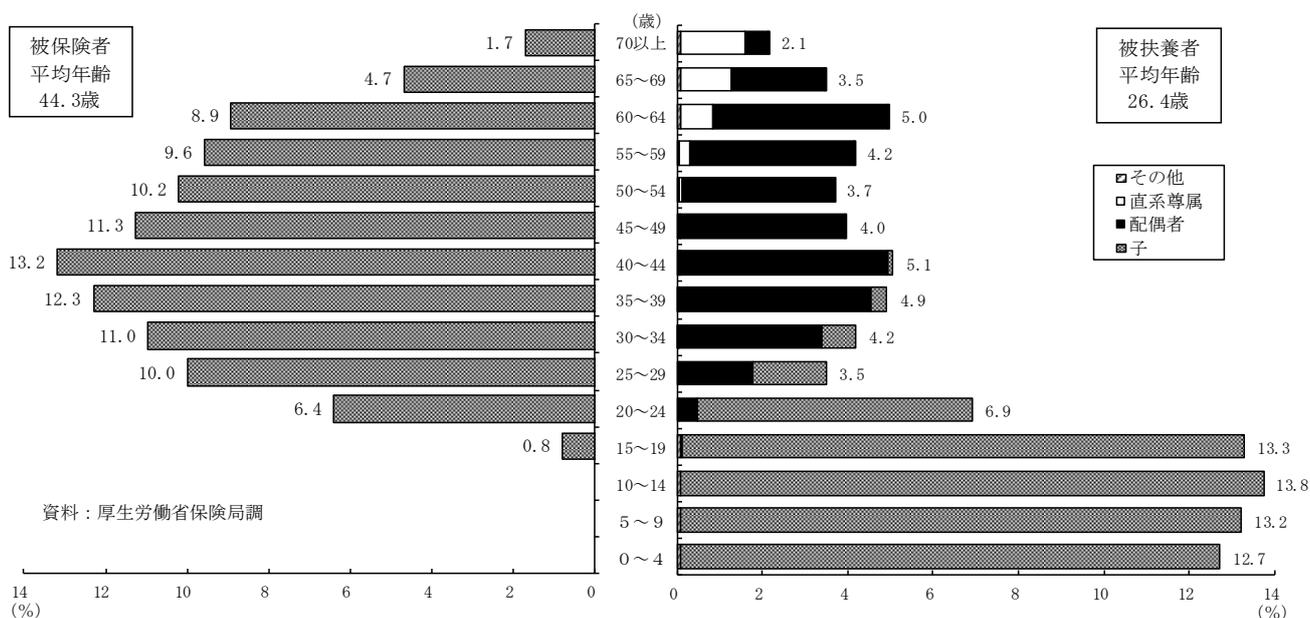


注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

第4図 標準報酬月額別被保険者構成割合（平成26年度）



第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成26年度）



(2) 給付状況

平成26年度の保険給付費の状況をみたものが、第7表である。総額は5兆580億円となり、前年度と比べ3.8%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の53.5%、被扶養者分は39.8%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の6.4%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は4兆6,665億円で92.3%を占めており、前年度に比べ1,750億円(3.9%)増加している。また、医療給付費のうち79.1%は入院・入院外・歯科で占めており、3兆6,917億円(対前年度比3.8%増)となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は3,915億円となっており、前年度に比べて2.2%の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は2,888億円(対前年度比4.5%増)、被扶養者分は1,027億円(対前年度比3.8%減)となっている。その他の現金給付費のうち42.1%は傷病手当金で1,646億円(対前年度比3.6%増)であり、42.6%は出産育児一時金で1,668億円(対前年度比0.8%減)となっている。

加入者1人当たり保険給付費は140,196円(対前年度比2.0%増)であり、このうち加入者1人当たり医療給付費は129,346円(対前年度比2.1%

増)、加入者1人当たりその他の現金給付費は10,851円(対前年度比0.4%増)である。被保険者・被扶養者別の1人当たりその他の現金給付費は、被保険者分が13,910円、被扶養者分が6,703円となっており、被保険者分は被扶養者分の2.1倍である。

(3) 医療費の状況

平成26年度の医療費の状況をみたものが、第8表である。総額は6兆230億円となり、前年度と比べ3.7%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は1兆6,732億円(全体の27.8%)、入院外は2兆3,856億円(同39.6%)、歯科は6,574億円(同10.9%)、薬剤支給は1兆1,330億円(同18.8%)となっている。

平成26年度の実効給付率は77.5%であり、前年度と比べ0.1ポイント増加している。

第7表 協会けんぽの保険給付費の状況（平成26年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	24,156	19,112	2,758	489	151	0.0	46,665	92.3%
入院	7,134	6,126	1,079	191			14,529	28.7%
入院外	9,176	7,397	972	175			17,721	35.0%
歯科	2,758	1,722	158	28			4,667	9.2%
薬剤支給	4,343	3,276	515	90			8,224	16.3%
入院時食事療養費・生活療養費 （標準負担額差額支給を除く）	145	157	28	4			334	0.7%
訪問看護療養費	13	57	5	0.8			76	0.1%
療養費	482	291					772	1.5%
高額療養費	105	86			151		342	0.7%
その他	0.1	0.1				0.0	0.3	0.0%
その他現金給付費	2,888	1,027					3,915	7.7%
傷病手当金	1,646						1,646	3.3%
埋葬料	12	8					20	0.0%
出産育児一時金	649	1,019					1,668	3.3%
出産手当金	581						581	1.1%
合計	27,044	20,138	2,758	489	151	0.0	50,580	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。

注2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第8表 協会けんぽの医療費の状況（平成26年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	8,255	7,108	1,154	215	16,732	27.8%
入院外	12,594	9,866	1,160	236	23,856	39.6%
歯科	3,929	2,409	196	40	6,574	10.9%
薬剤支給	6,102	4,471	632	126	11,330	18.8%
入院時食事療養費・生活療養費	236	258	46	6	547	0.9%
訪問看護療養費	18	78	6	1	103	0.2%
療養費	682	405			1,087	1.8%
移送費	0.1	0.0			0.1	0.0%
合計	31,816	24,596	3,194	624	60,230	100.0%

注. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1) 適用状況

平成 26 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第 9 表である。

平成 26 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 3,942 千人であり、最も少ない鳥取県の 202 千人に比べ、約 20 倍の水準となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.912 であり、ついで奈良県が 0.873、和歌山県が 0.828 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.631 であり、ついで山形県が 0.658、富山県が 0.667 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 4,147 千円であり、最も低い沖縄県の 3,042 千円に比べ、約 1.4 倍の水準となっている。

平成 26 年 10 月 1 日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 38.8 歳であり、ついで北海道が 38.4 歳、岩手県が 37.6 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 33.6 歳であり、ついで愛知県が 35.8 歳、鹿児島県が 35.9 歳となっている。

(2) 医療費の状況

平成 26 年度の加入者 1 人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第 6 図である。

1 人当たり医療費が最も高いのは佐賀県で、全国平均の 166,944 円と比べ、+19,984 円であり、その内訳は入院が+13,072 円、入院外が+6,692 円、歯科が△277 円、その他が+497 円となっている。一方、最も低いのは沖縄県で、全国平均と比べ△14,812 円であり、その内訳は、入院が+1,555 円、入院外が△12,766 円、歯科が△2,824 円、その他が△777 円となっている。

都道府県別の 1 人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この年齢構成の違いによる医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第 7 図である。

第 6 図の 1 人当たり医療費が最も高い佐賀県は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1 人当たり医療費が最も低い沖縄県では、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除

去した地域差指数では、低いほうから数えて 13 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、入院及び入院外に着目すると、長崎県の入院外を除き、いずれも全国平均を超えている。特に、佐賀県、北海道、福岡県、長崎県では、入院医療費が高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、富山県、埼玉県、千葉県以外の都道府県では、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均未満となっている。特に、長野県、富山県では、入院外医療費が低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い長野県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第 8 図である。

佐賀県では、すべての年齢階級で入院がプラスに寄与しており、特に 55 歳以上の各層で寄与が大きくなっている。また、入院外における 0~4 歳の寄与についても大きくなっている。長野県ではすべての年齢階級で入院外がマイナスに寄与しており、特に 0~4 歳で寄与が大きくなっている。

上記 2 県について、各年齢階級の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第 9 図である。

佐賀県では、15~34 歳、65 歳以上の各層で乖離率が大きくなっている。長野県では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となる中で、0~4 歳の乖離幅が最も大きく、45~64 歳の各層ではおおむね同程度の乖離率となっている。

第 8 図と第 9 図を比較すると、佐賀県、長野県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

(注) 地域差指数の計算は、以下の算式による。

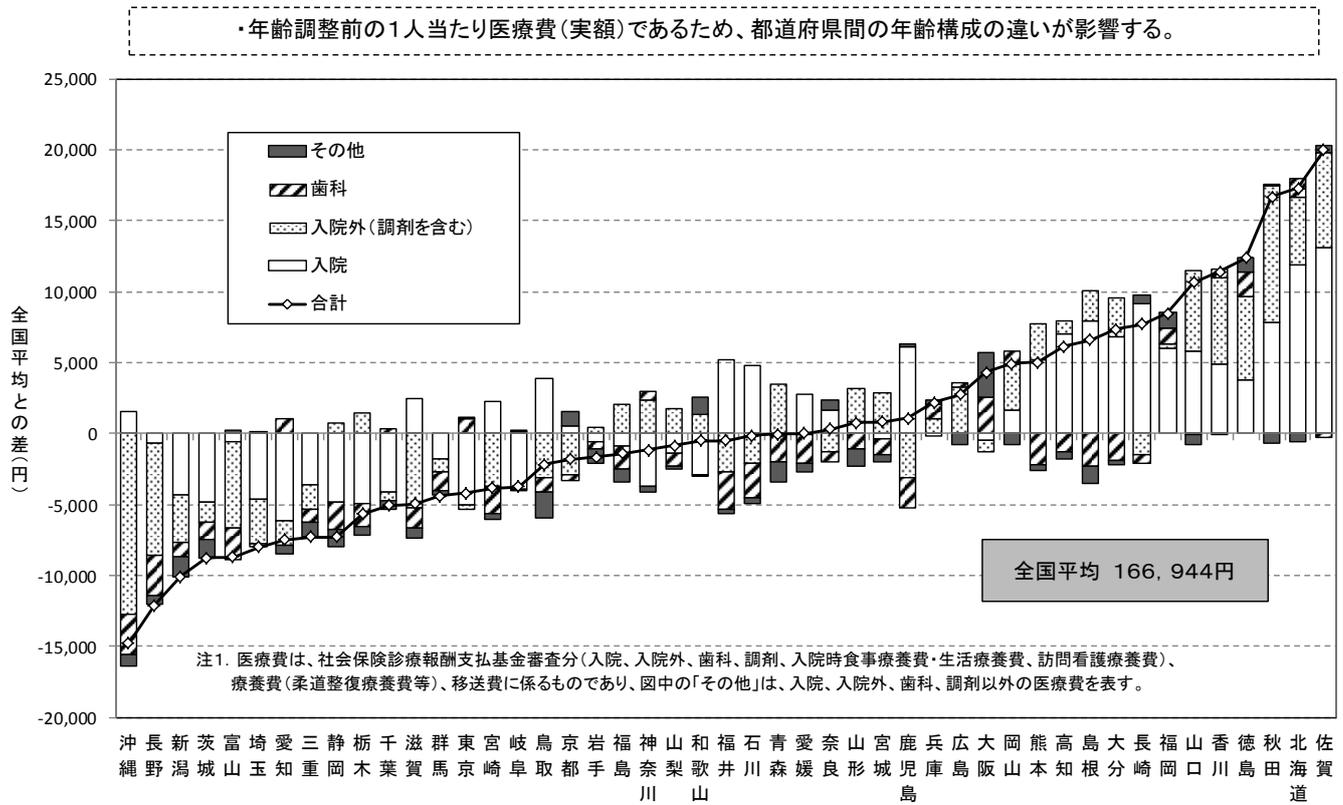
$$\begin{aligned} \text{A 県の地域差指数} &= \frac{\sum (\text{A 県の年齢階級別加入者 1 人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者 1 人当たり医療費}} \end{aligned}$$

第9表 都道府県別適用状況（平成26年度）

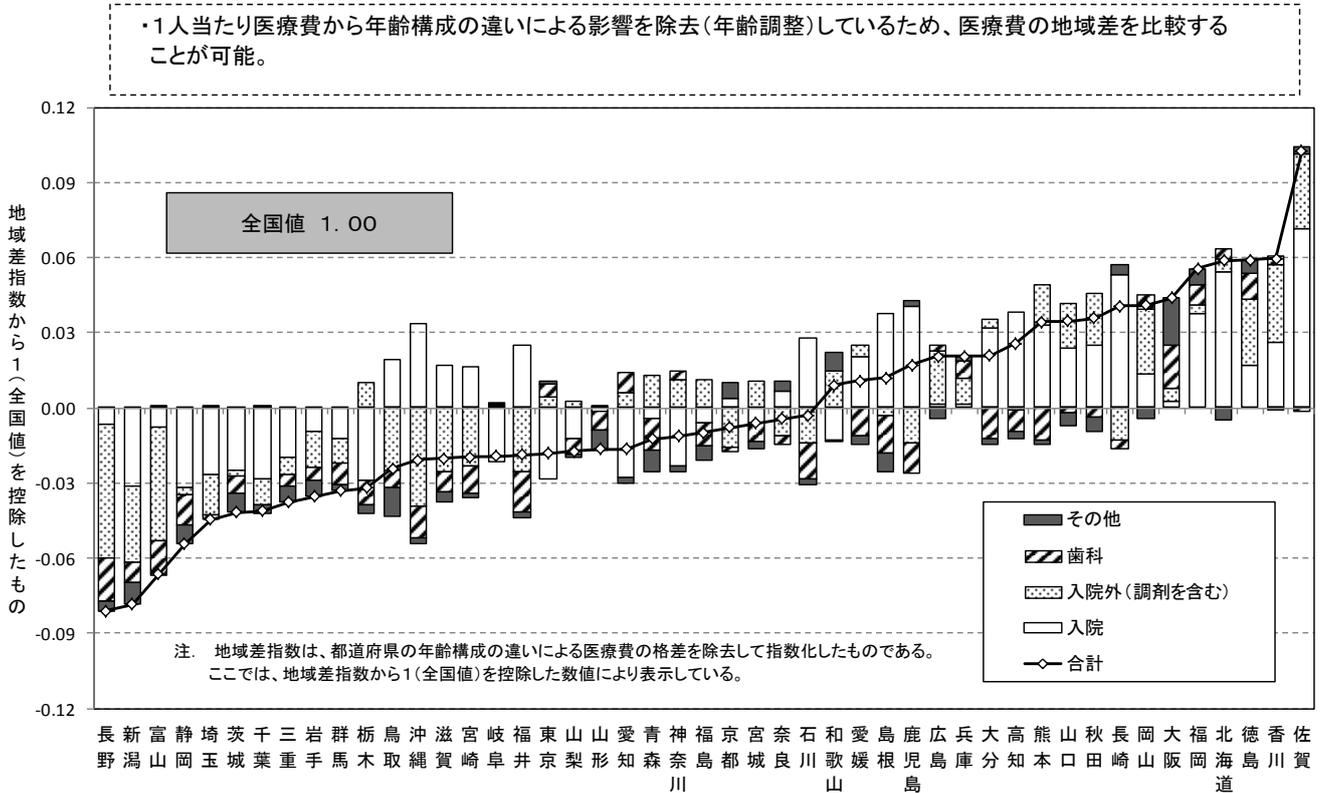
	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	被保険者	被扶養者	加入者			被保険者	被扶養者	
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全 国	36,392	20,902	15,491	0.741	3,752	36.7	44.3	26.4
北海道	1,729	987	742	0.752	3,492	38.4	45.5	28.8
青 森	429	251	178	0.709	3,109	37.5	44.6	27.4
岩 手	415	249	167	0.671	3,193	37.6	44.8	26.8
宮 城	707	415	292	0.704	3,505	37.0	44.1	26.9
秋 田	335	198	137	0.694	3,099	38.8	45.4	29.3
山 形	385	232	153	0.658	3,250	37.4	44.5	26.5
福 島	642	379	263	0.694	3,498	36.8	44.1	26.1
茨 城	629	367	262	0.714	3,791	36.5	43.9	26.1
栃 木	498	289	208	0.719	3,722	36.7	44.1	26.3
群 馬	582	328	255	0.777	3,770	36.8	44.6	26.7
埼 玉	1,153	659	494	0.750	3,937	36.8	44.6	26.4
千 葉	792	460	331	0.720	3,859	37.2	44.6	26.7
東 京	3,942	2,417	1,524	0.631	4,147	37.3	43.7	27.1
神 奈 川	1,356	790	566	0.717	4,139	37.1	44.8	26.4
新 潟	806	470	336	0.716	3,484	37.3	44.7	26.8
富 山	397	238	159	0.667	3,733	37.2	45.0	25.4
石 川	431	254	177	0.694	3,671	36.5	44.3	25.2
福 井	288	171	117	0.685	3,610	36.8	44.7	25.1
山 梨	241	137	104	0.762	3,688	37.0	44.9	26.4
長 野	632	365	267	0.733	3,628	36.8	45.0	25.5
岐 阜	719	396	324	0.818	3,880	36.3	44.5	26.1
静 岡	969	567	402	0.708	3,821	37.0	44.8	25.8
愛 知	2,312	1,303	1,008	0.774	4,114	35.8	43.4	26.0
三 重	488	280	207	0.740	3,812	36.5	44.1	26.2
滋 賀	343	192	151	0.786	3,806	36.1	43.9	26.0
京 都	847	478	370	0.774	3,883	36.5	44.1	26.7
大 阪	3,141	1,730	1,411	0.816	4,041	36.2	43.8	26.8
兵 庫	1,427	792	635	0.802	3,902	36.5	44.2	26.7
奈 良	309	165	144	0.873	3,741	36.5	44.3	27.4
和 歌 山	290	159	131	0.828	3,611	36.4	44.4	26.6
鳥 取	202	120	82	0.688	3,210	36.9	44.6	25.5
島 根	259	152	106	0.696	3,329	37.0	44.9	25.6
岡 山	701	403	298	0.741	3,642	36.0	43.9	25.3
広 島	1,036	588	449	0.763	3,740	36.4	44.6	25.7
山 口	433	250	183	0.733	3,647	37.4	45.3	26.5
徳 島	263	154	110	0.716	3,454	36.9	44.3	26.5
香 川	375	215	160	0.746	3,582	36.7	44.6	25.9
愛 媛	519	291	228	0.782	3,509	36.2	44.2	26.0
高 知	254	149	104	0.698	3,396	37.0	44.9	25.5
福 岡	1,809	1,010	799	0.791	3,640	36.2	44.0	26.2
佐 賀	295	166	129	0.775	3,327	36.4	44.4	25.8
長 崎	456	258	198	0.771	3,338	36.7	44.7	26.1
熊 本	617	357	260	0.728	3,300	36.1	44.3	25.0
大 分	415	235	181	0.770	3,368	37.0	45.0	26.5
宮 崎	390	222	168	0.756	3,233	36.0	44.6	24.5
鹿 児 島	603	337	265	0.787	3,296	35.9	44.6	24.7
沖 縄	530	277	253	0.912	3,042	33.6	42.9	23.4

(注) 1. 加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成26年10月1日現在。
 2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

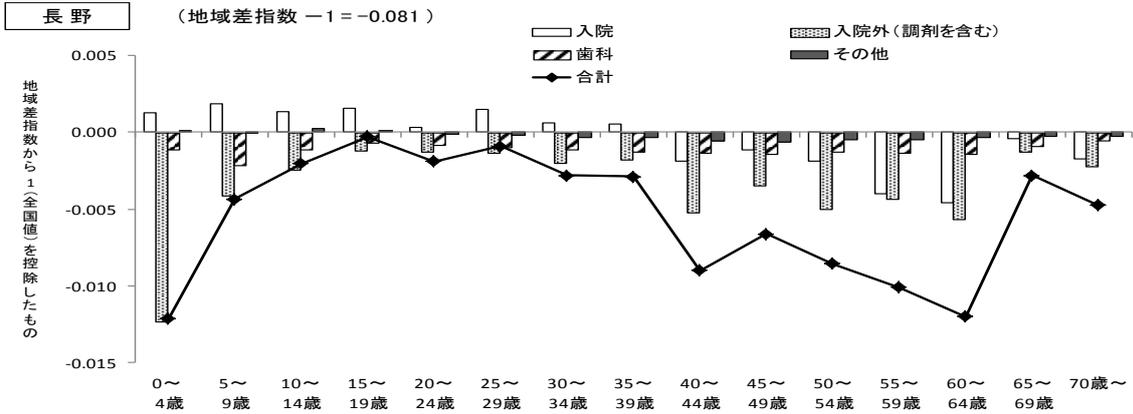
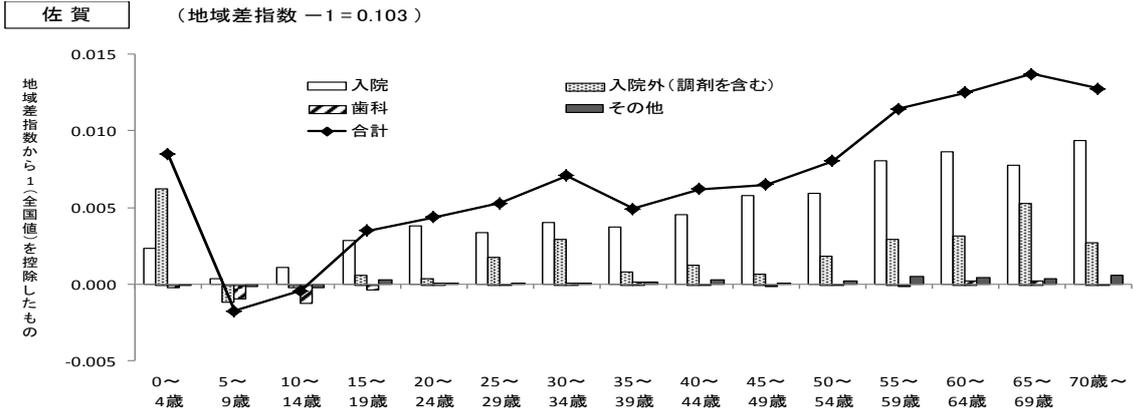
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（平成26年度）



第7図 都道府県別 地域差指数の比較（平成26年度）



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (平成26年度)



第9図 年齢階級別1人当たり医療費の全国平均との乖離率及び診療種別寄与度分解 (平成26年度)

